

特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会
第2回 議事録

日時：平成29年10月16日（月）13時00分～13時50分

場所：大手町サンスカイルームD室

1. 開会

○森部主任研究員 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第2回特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度に関する検討会を開催させていただきます。委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、お足元の悪い中、またお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本検討会の事務局を務めさせていただいております三菱総合研究所の森部と申します。議事に入りますまでの間、本日私が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、議事に先立ちまして配布資料の御確認をお願いいたします。タブレット端末に議事次第ファイル等が入っているかと思います。議事次第ファイルを立ち上げていただきまして、配布資料、参考資料に過不足がないか、御確認いただければと思います。

また、タブレット端末のお取扱いに不明点がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。会議中でもお声掛けいただければ対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速ではございますが、議事に入ります。報道関係の方の写真撮影、ビデオ撮影等はここまでとさせていただきます。これ以降の議事進行は小島座長をお願いいたします。小島座長、よろしく願いいたします。

2. 議題

(1) 輸出に係る環境汚染防止措置及び資力保証に関する審査について

○小島座長 それでは議事を進めていきたいと思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず議題（1）輸出に係る環境汚染防止措置及び資力保証に関する審査について、事務局から御説明をお願いします。

○工藤課長補佐 それでは説明させていただきます。資料1「輸出に係る環境汚染防止措置及び資力保証に関する審査について」という内容でございます。前半後半で二つのセクションに分かれてございます。

まず右下のページ、2ページ目、「バーゼル法改正における対応」というスライドを御覧ください。環境大臣は輸出承認前に、輸出先国が途上国である場合、環境汚染防止措置の確認をするということがバーゼル法上、定められてございます。しかし、その確認事項というものが法律上明確化されていないという現状がございまして、また、近年、韓国向けの

鉛蓄電池の輸出というもののなかで、輸出先で、我が国から輸出された特定有害廃棄物が輸出先で不適正処理の事案が発生すると、こういったことも起きてございます。

御承知のとおり近年、輸出入ともに活発化しておりますので、輸出先での環境汚染防止措置がきちんとなされているか、いわゆるバーゼル条約の根本の問題になりますので、そこをよりの確な審査を行う必要があると考えてございます。こちら法改正の説明のときのスライドでございます。

おめくりいただきまして3ページ目、ではバーゼル法の改正後の条文がどのようになっているかというところの関連条文、バーゼル法の四条を抽出しております。改正をしたのは三項でございますが、二項から見ていただきますと、経産大臣は輸出の承認の申請があった場合は、特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁、その他の環境汚染を防止するために特に必要があるものとして省令に定める場合は、その申請書の写しを環境大臣に送付するというふうになってございます。その送付を受けた環境大臣は三項で、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境省令で定める。この傍線部が改正内容ですけれども、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認するというふうになってございます。この省令の内容を御審議いただきたいというのが、本日のこの資料の前半のテーマでございます。

ちなみに今、輸出先の環境汚染防止措置の確認がどのようになっているかというところでございますが、OECD非加盟国向け、右側に関しましては、右側にあります非加盟国向けの場合は、全てのケースに関して確認をするとなっております。OECD加盟国向けの場合は、最終処分を目的としている場合は環境大臣が確認をいたします。ただ、再生利用を目的としている場合は、今般問題が起きた鉛蓄電池以外のものに関しては、現状、確認対象とはなっていない。鉛蓄電池についてはこの確認の対象となると、この二項の下の省令で決まっております。

それではおめくりいただきまして4ページ目ですが、では今、環境大臣の確認をどのように行っているかというところ、不明確とは申しましたが、告示の中では少し定められている部分もございまして、バーゼル法の三条で、基本的事項を公表するという、この法律の運用において必要なものを告示するとなっておりまして、その中で輸出入においてどのような観点で見るといのが書かれてございます。その告示の中の該当部分を左に書かせていただいておりますが、特定有害廃棄物等の輸出については⑦というところで、運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等を環境の保全上適正に運搬及び処分する能力を有しており、かつ、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準及び条約に基づき求められる水準を下回らない方法で運搬及び処分をされることが確実であると認められること、こういう考え方の基に審査を行っているというところでございます。

続きまして、ではどのような書類を出させていて、どのように具体的な基準で審査をしているかというのが5ページ目に書いてございます。こちら、バーゼル法でなくて外為法に基づく輸出注意事項、外為法にぶら下がっております通達ですが、ここにおきましてOECD非加盟国の輸出においては下記のような承認基準及び提出書類を定めてございます。左側が承認基準、右側が提出書類でございます。

上の方、順番に申し上げます。まず、廃棄物に該当する場合は廃掃法の許可をとっていただきたいということ。2～5行目まで、輸出の理由から契約の確認の辺りという

のは形式的な審査になっておりまして、例えば条約の非締約国への輸出ではないこととか、輸入国が禁止していないこととか、相手国から同意を得ていること、こういったことを形式的に確認しているというところでございます。

その後、保障・経理的能力というところ、これは資料1の後半で御説明いたします。

飛ばさせていただきまして、今から御説明するのは環境大臣の確認、赤字になっているところでございます。右側が提出書類なんです、排出に関する次の書類としまして、排出事業者がどのような者であるか。あとは、その他処分に関する書類としてどのような施設なのか、どのような能力を有しているのか、またその施設の図面はどうなっているのか、許可を得ているのかということ。あとは輸入国の処分に関して規制及び環境保全に関するものとして、輸入国の環境を関連規制の順守の状況等々、こういったものを確認すると。要はこういったものの書類の提出を求めるとなっております。一方、これに関しまして承認基準としては環境大臣がそれを認めていることというふうになってございます。ここが提出書類の量に比しましてもお分かりのとおり、なかなか環境大臣の基準が明確になっていないということで、私ども、これを判断していく上で、やはりここはもっとクリアに国民の皆様にお示しすることが大事だろうと。だめならなぜだめなのかというのをもう少しクリアしておくことが必要だろうと思っております。また、その基準をクリアにすることによって、本当に難しいものについてはだめだということと言えるようにしていきたいと思っております。

続きまして6ページ目です。こちら参考になりますが、同じように廃棄物処理法においても廃棄物に該当する場合に関しては環境大臣の確認というのを求めてございます。これは右側が廃棄物処理法の法律でして、左側が審査基準の通知でございます。こちら、適合性の確認としまして、輸出に係る廃棄物が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると求められること、これは誤植かもしれませんが、ということを確認してございます。適合性の確認に関しましては、廃棄物ですので廃棄物処理法の、①として廃棄物処理法の基準と同等な基準、同等以上と認められる、全く同一であるということは求めていませんが、相手国の状況がままありますので、同等以上と認められるということ。あと、②として再生品及び予定される収集運搬処分の再生及び再生品の製造に伴って生じる残さの処分ならびにこれらに伴って生じる排ガス、排水の処理に関しても、環境上適正にできるということを確認しているのが廃掃法の考え方でございます。バーゼル法とかかなり似通っている部分もございます。

7ページ目が、今回審査基準を新設するに当たっての基本的な考え方を書かせていただきました。ここがお諮りしたい事項でございます。審査基準の明確化に際しましては、運搬者及び処分者が相手国内の法令を適正に遵守していることをまず大前提とする。これは当然であると思っております。

2ポツ目として、運搬者及び処分者が特定有害廃棄物の処分を環境の汚染を防止する上で適正に完遂することができる経理的な基礎を有しているということ。経理的な状況に関しても確認することが必要であろうと思っております。

3ポツ目が、今の基本的事項告示においております、我が国の水準を下回らない方法で処分されることが確実であると認められるという、この審査の基本的な考え方、これは考え方を踏襲するべきだろうと考えてございます。

4 ポツ目は廃棄物処理法というところの申請審査もございませう。廃棄物処理法の廃棄物及びバーゼル法の特定期有害廃棄物、両方に該当する場合は両方の審査を受けるということになりますので、ここは二重手続の緩和という観点からも、その整合性を持った基準とすることが必要であろうというふうにご考慮いただいております。

続きまして8 ページ目、具体的な確認の基準の案です。非常に細かい資料になって恐縮ですが左側の確認基準、大まかな考え方。真ん中がそれをさらに詳細にした判断の基準。で、右側が提出の書類。こういったことを法制的には今後詳細を詰める必要がございませうが、バーゼル法の省令あるいは告示、あとは外為法に基づく通達関連を用いてこれらを法制的に整理していきたいと思っております。

一番上の欄から御説明いたしますが、環境法令を適正に遵守していることに関しましては、まず必要な許可を得ていることを確認いたします。あと環境法令に関する違反がないこと、その他法令に関する重大な違反、環境法令に関しては違反がない、その他の法令に関しては大きな悪質性のある犯罪を犯しているとか、そういうことがないということ。あるいはそういった事例を過去に起こしていた場合に関しては、そういった処分が終わってから5年以上経過していること、こういったことを確認基準にしたいと思っております。

その次の行ですが、経理的な基礎に関しましては、その経営状況を確認いたしまして、破産に近い状況であるとかそういうことがない。そういう状況ですと、行った先で特定有害廃棄物が処分されずに残置されると、そういったリスクもございませうので、きちんとしたビジネスが成り立っているということを資本金、売上高などから確認するというところを考慮いたします。

3 列目でございますが、運搬及び処分が、我が国において環境保全上の観点から求められる水準を下回らないこと。これは一連の過程において必要な飛散流出防止がなされていること、あるいは騒音、振動、悪臭を発生しないこと、輸血量に対して十分な処理能力を有していることというようなことを確認しようと思っております。これに関しましては、いわゆる構造図、図面とかを求めまして、どのような物が流れていて、有害物質はどのような経路に行って、それがどのように汚染防止措置がなされているかということを確認する、いわゆる設備としての一般的な確認をするという内容を考慮いたします。

その次が、バーゼル条約に基づく締約国会議で決定された環境保全上の基準を下回らないこと。これは審査の内容としては上の内容、あるいはその下の内容、排ガス、排水のところと重複する部分は実態としてはございませうが、バーゼル条約においてはいろいろな廃棄物の処理方法についてガイドラインが定められておりますので、そういったものも参考にしながら審査をしていくと。かなり重複化していきますが、その観点で求められる水準が達成されているかどうかに関しても確認をしていくというようなことを考慮いたします。

続きまして、上が設備そのものでございませうが、そこから生じる排ガス、排水、残さ、こういったものについても環境保全上の観点から求められる水準に適合するということが重要であると思っております。これに関しましては、我が国と同等以上の水準で処理されていることを確認いたします。輸出国にあります大気汚染あるいは水質汚染、残さの処理に関して遵守すべき法律の内容をまず提出いただきまして、その内容を実際に出てくる排ガス、排水中の有害物質がクリアしているのかと。クリアしていない場合はどの

ような必要な措置をしてそれを処理していくのか。そういったことを考えていくということをやっております。

この上記のような内容を提出させまして確認するというのと、あと下のポツのところを考えてございますが、これは裏をとるというところもある意味必要かと思っておりますので、必要に応じて相手国政府とのコミュニケーションというのはとっていきたいと思っております。

また、廃掃法との二重審査の緩和というのも、このバーゼル法の合同会議の報告書の中で提案いただいておりますので、上記のようなこの非常に多岐にわたる環境汚染防止措置の書類を出していただく必要がございますので、これは廃棄物処理法の方でも全く同じような内容を見るように、ほぼもう見てございますが、必要な調整を行いまして、両方で重複する書類については提出不要というふうな運用を改善していきたいというふうに考えてございます。以上が環境大臣の確認基準のところでございます。

続きまして9ページ目以降、資力の保証に係る確認というところに移ります。

右下10ページ目をお開きください。バーゼル条約では再輸入等の義務がございます。バーゼル条約は、基本的に輸出国が輸出先の国に対して処理を押しつけてはならないということが基本的な考え方になってございます。ですので、同意の下に送られた、又は同意なしで送られたものも当然ですけれども、そこで何かトラブルがあって処理が完了できない場合には、基本的には再輸入もしくは別の手立てにおける処分というのをしなければならない。これらがバーゼル条約における基本的な考え方でございます。ですので、これを必要な資力を有しているということを確認するというのが、今回のテーマでございます。

現行の資力の確認というところも、現状、外為法の中で求めてございます。承認基準の中では相手国がその義務付けを行っている場合は、その義務付けを満たしていることを証する書類を出してくれとか。あとは下の列になりますけれども、再輸入をする必要になった場合にどのぐらいのお金が出せるのか、あとは経営状況を出しなさいというようなことが書いてございます。ただ、これ、具体的にどのような数字をもって良い悪いを判断するのか、実際にどのぐらいの資力を持っていればOKとするのか、そこが非常に曖昧でございました。そういった点を反省いたしまして、ここをクリアにしたいと考えております。

12ページ目でございます。ここからが(案)になってございますが、EUにおける例では有害廃棄物の輸出に際しまして、運搬処分及び90日間の保管にかかる費用というのを資力の必要な金額として算出してございます。この90日間の保管というのは、条約の中で90日以内に持って帰るようになっているふうになっておりますので、その間フルで保管した場合の費用も含めて必要となってございます。これに関しましては運搬又は処分が計画どおりに困難となった場合、又は不法に行われた場合に関してはこのお金を使って持って帰りなさいというふうになってございます。こうした計算結果に一定の安全係数を掛けているというのが一般的ですので、我が国もこの考え方を踏襲し、この必要な資料が輸出者において確保されているということを銀行保証、保険、又はその他必要な書類において確認することとしてはどうかと考えてございます。

具体的な計算方法が13ページに書いてございます。こちら、複雑な計算式のように見えますが、要は輸出した物を輸出先国において90日間止めおいて、それを持って帰ってきてそれを国内で処分する、そのお金が幾らかかるのかを計算し、その安全係数1.2という

数字を掛けさせていただいております。これは EU の例を見ますと大体こんなようなものだと、1～1.5 ぐらいの値が一般的でしたので 1.2 という数字にして、その金額を確保していることを確認するというふうにしたいと考えてございます。

14 ページ目がそれに伴って出てくる承認基準と提出書類の整理でございます。これは今、御説明した内容がそのまま提出書類となっているというところでございます。資料 1 に關しまして説明は以上です。

○小島座長 ありがとうございます。前半と後半で少しテーマが異なっていますので、前半の輸出先での環境汚染の防止の措置の確認について、まず議論させていただいて、その後から資力保証について議論をさせていただければと思っています。

それでは、ただ今の説明についての御質問、御意見等あればよろしく願います。発言を希望される方はお手元の名札を立ててお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。では、森谷専務理事、お願いいたします。

○森谷専務理事 質問になることですが、6 ページ目のスライドには、バーゼル法ではなくて廃棄物処理法に関連すると考えられる規程があるのですが、その中で私は②、左側にあるように、処分については再生、それから残さの処分、これも含めて考えるということがこれで分かります。それで伺いたいことは、8 ページの、今回のバーゼル法の輸出先での環境汚染防止措置の確認基準のうち提出書類などを見ると、処分を行う施設とありますが、ここでは再生品を作ったり、あるいは残さが出たりというところでしょうか、残さを処分するところまで今回確認の範囲とされるかどうかということについて質問したいと思います。

○小島座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○工藤課長補佐 8 ページの下から 2 行目の一番右のところになりますけれども、一番下のポツで、排ガス、排水、残さの処理を行う設備の構造、処理方法、処理能力が分かる書類としてございます。真ん中のところでも、残さの処理が同等の水準で行われると書かせていただいておりますので、残さがどのように適正に処理されるかというのは、当然確認すべき事項だと考えてございます。ただ、状況に応じて、これは設備を自前で有していなければいけないかという、それは他社に委託するというのもありだと思いますが、残さの処理は当然必要だろうと思ってございます。今回の韓国の不適正事例におきましても、残さの処分のところが違法であったと承知しておりますので、ここは環境保全上、当然確認すべき事項だと思ってございます。

○小島座長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。福田さん、お願いします。

○福田代表 先ほど、輸出先国での規制の基準の順守の実効性を確認するために、相手先国とのコミュニケーションを図られるということだったんですけれども、具体的にどんなようなことを想定されておられますでしょうか。

○工藤課長補佐 特に法令違反のところになりますけれども、法令違反をしていないことは宣誓いただくことぐらいしかできないと思ってございます。各国の政府には、権限ある当局という条約上の位置付けで、バーゼル条約の担当部局がでございます。そこに対して私たちは普段通告をしたり同意したりといった通告同意プロセスをやったりというところがございますので、まずはそこに当たって行って、こういう国にこういうものを出そうという話があるということで、まず貴国としてそれは問題ないかというのは御相談しますし、あとこの業者は適正な処分をされる、信頼できる者なのかということを確認するということを考えてございます。従前の審査におきまして、輸出先国の、特に非 OECD の場合は現地確認まで行ってございますが、そのときは当然、必ず政府にも訪問するようにしております、その者についての情報収集をしているという、そういったものをイメージしてございます。

○小島座長 他にいかがでしょうか。委員の皆様、よろしいですか。特にないということでは。

それでは、その次の、資力の保証にかかわる確認について、御質問、御意見等ありますでしょうか。

金額的には運搬及び処分、それから保管に係る費用がカバーされる、それだけの資力があるということを確認すると。その上で、それに安全係数を掛けた形で額を決めるということですね。保証の方法は銀行保証、保険又はその他の書類で確認するというこの2点が大きなところかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

なければ、委員の皆様も了承したということで、次の議題に進めたいと思います。

(2) 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について

○小島座長 議事(2) 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○青柳課長補佐 それでは、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

2ページ目を御覧ください。今回の法改正におきまして、輸入の緩和をしております。EU では既に特定の回収施設にてリサイクル等を行う場合には、3年間の包括的な輸入同意を与えまして、手続の簡素化が図られている中、日本においてはそのような特例がありませんで、高い環境技術を有する我が国の回収施設の競争力が一部阻害されてしまっているという現状がございました。この現状を打開すべく、日本のリサイクル技術を活用するとともに世界の環境負荷低減に寄与するという観点から、日本においても認定制度を創設いたしまして、現在の輸入承認を不要とするということにいたしました。

ページを進めていただきまして3ページ目、改正バーゼル法の条文でございます。第14条に輸入事業者の認定、第15条に再生利用等事業者の認定を追加しております。

続きまして4ページ目を御覧ください。前回、森谷オブザーバーから再生利用等の定義について御指摘ありましたので、バーゼル条約上の再生利用の定義について附属書を抜粋

させていただきました。再生利用については、この R1 から R13 の作業が当たるような形になります。

ページを進めていただきまして5ページ目です。合同会議の際にお示しさせていただいた資料になります。認定制度のプロセスについて示させていただいております。まずは再生利用等事業者の認定審査が行われた後に、輸入事業者の認定審査をさせていただくことになります。

続きまして6ページ目、認定については5ページ目にありましておとり全てが同日に審査が終了するわけではございませんので、認定が失効とならないように更新申請をしていただくことになるということをお理解いただければと思います。こちらは従前から御説明させていただいたとおりになっているかと思っております。

続きまして7ページ目を御覧ください。今回の認定制度の対象物について整理をさせていただきました。OECD 理事会決定に基づくグリーン物については、我が国の持つ技術をもってすれば環境汚染を引き起こす可能性は低いと考えまして、規制の対象外としております。今回の認定のターゲットといたしましては比較的有害性の高いものではあるけれども、我が国で適切に再生利用が行えると認める施設については環境汚染のリスクは低いとして、アンバー物と呼ばれる金属含有汚泥や、水銀含有廃棄物といったものを対象としております。

続きまして8ページ目を御覧ください。下の図を御覧いただきたいのですが、ピンク色で囲われた部分、輸入事業者の認定の範囲となっております。輸入事業者としましては、認定を受けた再生利用等事業者に向けた輸入であることというのが条件でございまして、その輸入を的確に行える者ということになるのですが、加えまして国内の運搬が環境保全上適切であることをお示しいただく必要がございます。また、ブルーの部分も再生利用等事業者の認定の範囲となっております。再生利用等事業者におかれましては、製錬所等の金属回収をする事業者の皆様に加えまして、前処理を含む中間処理をなされる中間処理事業者の皆様におかれましても認定の対象となっております。

9ページ目を御覧ください。認定の基準の基本的な考え方になります。まず輸入事業者ですが、認定を受けた再生利用等事業者に向けた認定に係る再生利用を行う目的で輸入を行う場合は、外為法の輸入承認を受けなくていいこととなります。要すれば、銅を回収するという事で、認定を受けた回収施設のものであればいいのですが、鉛の回収施設向けで銅の回収スラッジ等を輸入することになっても、外為法上の輸入承認の対象外とはなりません。輸入と回収の対象物が一致してはじめて外為法の輸入承認の対象外となります。また、輸入の承認を受ける義務がなくなるかわりに、国内の運搬、再生利用等が問題なく行われることが必要となります。他国を見ますと、EU では国内環境法令に従っているケースが多く見られまして、我が国においては再生利用等を目的とするものではございますが、輸入対象物の性状が廃棄物と類似性があるということをお踏まえまして、廃掃法の規定を参考とした基準としたいと考えております。

それでは基準について説明させていただきます。11ページ目を御覧ください。まずは輸入事業者ですが、主に二つの基準がありまして、一つ目の「輸入を的確にできる者」として、知識・技能を有し、経理的基礎があること、また国内法令に違反してもその後一定の期間を経過していること等、社会的に適正であること。もう一つは「人の健康の保護及び

生活環境上支障のない運搬」ができるということでありまして、運搬をする際に、当然のことではございますが、飛散、流出をしない、騒音、振動、悪臭といった支障がないようにしていただく必要がございます。また、保管の際にも周囲に問題がないように措置をしていただく必要がございます。加えまして、廃酸、廃アルカリといった特に取扱いに注意を要するものについては、さらなる追加の基準を設けることとしたいと思っております。

12 ページ目を御覧ください。法律に対応した認定基準と提出書類のイメージになります。まずは処分施設の認定を受けていることを、認定証の写しを提出していただくこととなります。また、輸入者の基準を満たしていることを過去3年の実績、財務諸表、過去に法令違反がないことを示す書類を提出していただくこととなります。加えまして運搬の基準を満たすことを示していただくのですが、自ら運搬する場合と、他者に運搬を委託する場合とがあると思いますので、自ら運搬を行わない場合におかれましては委託先の運搬者のリストを提出するとともに運搬の基準に適合することを示していただくこととなります。今回の認定については、廃掃法の収集運搬の収集運搬の許可基準を超えるものではありませんので、事業者の皆様負担軽減という観点から、許可証の写しを提出していただくことをもって基準に適合することが証明できることとしております。もちろんこれは廃掃法の許可事業者でなければ認定がとれないというものではございません。既に許可証を持っている事業者様におかれましては、認定申請の際の手間を少しでも少なくするものであって、許可証がないと認定がとれないというものではございません。

続きまして14 ページ目を御覧ください。再生利用等事業者の基準となります。能力・適正としましては、輸入事業者と同様なのですが、加えまして自ら再生利用等ができるものとありまして、これには中間処理も含まれております。また、環境上適正な再生利用等の基準のイメージとして、施設、保管両方に基準を設けております。例えば、再生利用等において生じる排ガス、排水、残さ等を問題なく処理できることとしておりまして、自ら処理ができる、もしくはきちんと委託を行って処理ができることを証明していただくような形になります。

15 ページ目を御覧ください。法律に対応した認定基準と提出書類のイメージになります。能力・適正を証明するために、過去3年間に国内もしくは輸入した特定有害廃棄物等の再生利用等を行った実績をお示しいただくこととなります。また、再生利用等に係る技術上の基準に適合することを確認するために書類を提出いただくこととなりますが、この基準については、廃掃法の処分施設の許可基準と相当程度重なるということもございますので、事業者の負担軽減の観点から、さすがにちょっといわゆる許可証の写しだけというわけにはまいりませんが、廃掃法の許可を受けたときに御提出いただいた書類そのまま提出いただくことをもって基準を満たしていることを確認したいと思っております。これも同様でして、別に廃掃法の許可を持っていないとできないものではありません。許可を持っていらっしゃる方はその分手続が簡素化されるというものでございます。

最後に定期報告について説明いたします。17 ページを御覧ください。認定輸入事業者の方になります。1年のうちに変更があったものに加えて、輸入をしました特定有害廃棄物の種類、量、輸入先に加えて、移動書類の写しを運搬先である再生利用等事業者ごとに御提出していただくこととなります。

18 ページ目を御覧ください。続きまして認定再生利用等事業者ですが、こちらも輸入事

業者ごとに整理をして、処理した特定有害廃棄物等を御報告いただくこととなります。中間処理を行う事業者の皆様におかれましては、トレーサビリティの観点から、最後まで認定回収事業者に送られたかということについても報告を行っていただくことにしたいと思っておりますし、最終の回収事業者の方におかれましては、処分完了通知書を報告いただくことにしたいと思っております。簡単ではございますが、以上でございます。

○小島座長 ありがとうございます。ただ今の説明について御質問、御意見等あればよろしくお願いたします。発言を希望される方はお手元の名札を立ててお知らせいただければと思います。四つ説明いただいておりますけれども、まとめて議論したいと思っておりますので、この資料2、認定制度について御質問、御意見等あれば伺えればと思います。

それでは清水理事、お願いたします。

○清水理事 日本鉱業協会の清水でございます。本件に関しましては我々の業界が一番関連する協会かなと思っておりますが、現状、アンバーリストに対象になるような原料そのものをそんなに海外から持ってきているという事例はあまりないんじゃないかなと思っております。我々の協会内で加盟している各社、事業所に聞きますと、これをとっておきたいというような話ですとか多々あるんですけど、実際認定していただいて、かつ、でも実際に物を入れないと、5年経ったりして、更新を忘れてたりすることがあるんじゃないかなと心配してまして。そういうときはもう1回申請すれば認定していただけると、考えていてよろしいでしょうか。

○小島座長 更新を忘れた場合にどういう形でということですね。

○工藤課長補佐 それはもちろん拒絶されるものではないと考えてございます。

○青柳課長補佐 こちらの方でも、更新忘れがないようにシステム上、何かできるようなことがあればと考えております。

○清水理事 是非、そうしていただけるとありがたいです。

○小島座長 ありがとうございます。それでは森谷専務理事、お願いたします。

○森谷専務理事 確認のための質問ですけれども、今、御説明いただいた認定については、特定有害廃棄物等の認定ということですが、もし仮にそれが日本国内で言う廃棄物である場合には、バーゼル法の認定のプロセスと廃掃法のプロセスと、二つ動かさないといけないと思っております。まず、その認識が正しいかどうかということはありませんけれども。そして、廃掃法とバーゼル法特例のプロセスの前後関係はどうなるのをお聞きします。

それからバーゼル法のこの種の特例は、先ほど御説明いただいたとおり5年にわたる認定となります。その5年間のどこかで、その都度ごとに廃掃法の手続が必要と考えるもの

なのか。そこをお伺いしたいと思いました。

○小島座長 ありがとうございます。では環境省様からですかね。

○工藤課長補佐 まず、廃棄物処理法の許可も必要となります。今、現行は廃棄物、かつ、特定有害廃棄物等の場合は両方とっていただいておりますが、この認定制度はバーゼル法の手続がこれに代替されるということです。廃棄物処理法の許可は必要です。ただ、認定施設に入るような輸入に関して、廃掃法もガチガチに今までどおりに見るのかというところは、運用改善の余地はあると思ってございます。廃掃法の許可が不要というところまでは考えてございませんが、運用上の中でその改善は図りたいと思ってございます。前後関係に関しまして言えば、通常廃掃法、バーゼル法の場合は、廃掃法が先にやっておるんですが、この場合は認定をとった上で廃掃法をとっていただいてもいいですし、あまり考えにくいですが廃掃法をとった後に認定をとって輸入するというのでも、別に法的には可能であろうというふうに思っております。ですので、5年間の特例、その節目節目で廃掃法の許可期限が来たときには再度その許可をとり直していただくという、廃掃法の節目節目でのプロセスは必要となります。

○小島座長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。白鳥委員。

○白鳥委員 ありがとうございます。14ページにあると思うのですが、基準の方向性というのがあるのですが、その①のところで能力・適正、「知識・技能を有すること」と書いてあるわけですが、これは多分今のお話だと廃掃法というのを直接意味するのではないとしたら、やっぱり再生利用の技術、知識・技能ということをかなり明確に書いていただいたほうが良いような気がします。それはいろいろな業界でいろいろあると思うんですが、業界でいろいろやるのかどうかを含めて何の知識かよく分からないので、はっきりしたほうが良いかなと。

それからもう一つ、枝葉末節かもしれないですが、14ページの一番下、「保管場所に、ネズミ生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないような措置をとること」、これは廃掃法のうちの清掃法だった時代のものを引きずっていると思うんですね。もし、こういうものが今回バーゼル法でアンバーとして入ってくるかといったら、ないのではないかと思うので、とりあえず特出しして書く必要はないかなという気がちょっとしています。

それから次のページ、15ページの、「再生利用に係る技術上の基準に適合すること」、これは省令で決めるということなのですが、ここが結構難しいと私は思うんですね、いろいろな意味で。なぜかという、僕はまず基準を誰が決めるのかとか、誰が判断するのか、いろいろあると思うんですが、一番大事なことはまず実績じゃないかなと。とにかくできている、環境上適正なことをできていたという実績が一番大事なので、この技術上の基準って、基準だけ書くとちょっとあれなので、実績や基準とか、いい案が分からないんですが、そういう書きの方がよろしいのではないかなというような気がしました。以上です。

○小島座長 ありがとうございます。

○工藤課長補佐 補足があれば経産省さんからも後からと思いますが、「知識・技能を有すること」ということは当然、再生利用の知識・技能とあっていて、廃棄物処理法ではございません。15ページ目の方を御覧いただければと思いますが、認定基準で知識・技能を有することと書きつつ、右側では再生利用等を行った実績、又はこれに相当する、やはり実績、それはその輸入される特定有害廃棄物を再生利用したことがあるというのは、バーゼルの手続で輸入したことがあるということだけではなくて、いわゆるその同系のものを、国内で発生したものを処理したことがあるという、それも当然実績としてはカウントできると思いますので、そういう同じ有害性があるものを行ったことがあるという実績を、運用上は極めて重視していこうと、それは思っています。それで、逆説的になりますが、それで基準をきちんと守りながらやっているんだなということをやりたいと、イメージとしては持っています。

基準に関しましては、非常に一般的な書きぶりをさせていただいておまして、廃掃法でいうところではほとんど全ての施設にかかわるような当たり前のことを書かせていただいたところで、特定有害廃棄物の性状に応じてこのプロセスがきちんとこういった問題を起こさないでやれるということ、施設の構造を見つつ、実績で裏をとっていくというようなイメージでやりたいと思っています。

ねずみ、蚊、はえのところでございますが、難しいところがあるのは、この認定をとっていただく者というのは、今の現行の輸入の実績を見れば、製錬の方が大半を占めるであろうと予測はつくのでございますが、この制度は特定有害廃棄物等の全てにかかります。いわゆる、今、特定有害廃棄物等で規制されているもの全てを対象にしている制度になりますので、その中にはこういった可能性があるものがないと今のところ言い切れないので、可能性は低いというのは御指摘のとおりかと思いますが、基準として外していいかと言われると、今、即答しかねるところでございます。

○田村越境移動管理官 環境省さんから御説明いただいたとおり、実績に関しましては、基準に適合しているかどうかについて過去の実績を非常に参考にさせていただきたいと考えております。御指摘ありがとうございます。

ねずみ、蚊、はえに関しましては、環境省さんと御相談させていただきます。

○小島座長 白鳥さん、よろしいですか、今のお答えで。

○白鳥委員 はい。

○小島座長 他にいかがでしょうか。出利葉さん。

○出利葉取締役執行役員 いわゆる輸入事業者としての認定という部分で考えたときに、まずこのアンバーリストの対象物でこういうものに関しては、輸入事業者、産業廃棄物を扱う権利がなくても申請し、承認される可能性はあるということだと思っただけです。ただ、これはやっぱり国内に入ってくる時点で価格の変動とかいろいろな部分がありまして、日

本の国内に入ってくる3～5年の間に価格が下がることによって産業廃棄物として扱わなくてはならない、日本の国内では扱わなくてはならないというような事態がないとは言えないということだと思えるのですが、そういう場合には例えば承認されていた輸入事業者としてどういう手続をとるといことを考えればよろしいのかなというのが一つ。非常に曖昧な部分なんですけれども、教えていただければと思います。

○工藤課長補佐 当然必要となってきますのは、これはあくまでもバーゼル法だけの話でございますので、廃棄物処理法の許可が必要になってきます。ですので、別途廃棄物処理法の許可をとっていただくということが必要になるというのが確実でございます。ただ、認定制度の中で廃棄物に該当するということが確実にもかかわらず、廃棄物処理法の許可を持っていない者の運搬者がリストにいるということの認定を継続していいのかというのは、少し整理がいるかとは思いますが。運用上の整理をさせていただく必要があるかと思えます。

○出利葉取締役執行役員 産業廃棄物の輸入ということになりますと、これもやはり免許が全然違ってきってしまうということになりますですね。ただ、このアンバーリストの輸入事業者として、バーゼル条約上の輸入事業者としての申請をする時点で、逆有償とかそういう部分が全く問題ない品物であっても、この3～5年のこの期間の中でそういうことが起こってくるという可能性はないとは言えないという部分なんです。だから、非常に微妙な部分なので、その後どういう、そういう事態に至ったときにどういう対応をすべきなのかというの、ある程度明確にしておくことが必要なのではないかと考えます。

○工藤課長補佐 分かりました。検討します。

○田村越境移動管理官 御指摘ありがとうございます。多分いろいろなケースがこれから想定されると思いますので、その際に運用上どういうふうにやっていくかについて我々、しっかりと考えていきたいと思っています。

○小島座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度についても、幾つか御質問いただいておりますけれども、おおむねこの方向でよろしいということでしょうか。特にありませんか。

(3) その他

○小島座長 他に質問がなければ議事はこの二つということになっていきますけれども、よろしいですか。随分予定は早くなっておりますが。何かあれば。

○工藤課長補佐 冒頭でお伝えすべきことを一つ申し忘れておりました。前回の会議の際の今後のスケジュールの中で、本日試験分析目的での輸出入の円滑化に関する議題も議論と書かせていただいておりますが、内部の整理を進めておるところで、次回やらせていた

だきたいと思っております。次回それをやった上で、全体の取りまとめの議論をいただきたいと思っております。以上です。

○小島座長 経産省さんからは特にないですか。

次回以降の予定についてはまた御連絡いただけるということです。

本日は熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして本日の検討会での議事は終了いたします。司会を事務局にお返しをいたします。

3. 閉会

○森部主任研究員 小島座長、どうもありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局にて原案を作成いたしまして、後日、委員の皆様にご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは以上で第2回特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上